

藤沢市教育委員会定例会（3月）会議録

日 時 2008年3月24日（月）午後3時

場 所 東館2階教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 議 事

- (1) 議案第44号 藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正について
- (2) 議案第45号 藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の全部改正について
- (3) 議案第46号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
- (4) 議案第47号 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
- (5) 議案第48号 藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- (6) 議案第49号 藤沢市学校教育相談センター条例の施行期日を定める規則の制定について
- (7) 議案第50号 藤沢市学校教育相談センター規則の制定について
- (8) 議案第51号 藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部改正について
- (9) 議案第52号 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について
- (10) 議案第53号 藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部改正について
- (11) 議案第54号 教育財産の用途廃止について

5 その他

- (1) 平成20年度藤沢市奨学生選考委員会結果について
- (2) 藤沢市指定文化財（無形民俗文化財）の指定解除について

6 閉 会

出席委員

1 番 小 野 晴 弘
2 番 鈴 木 紳一郎
3 番 澁 谷 晴 子
4 番 平 岡 法 子
5 番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	落 合 英 雄	生涯学習部長	高 木 三 広
教育総務部参事	古 谷 一 幸	生涯学習部担当部長	浅 木 良 一
教育総務部参事	城 田 修 治	生涯学習部参事	渡 邊 忠 雄
教育総務部参事	田 中 一 次	生涯学習部参事	浅 川 満
教育総務部参事	茂 木 利 夫	生涯学習部参事	熊 谷 正 明
教育総務部参事	桑 山 光 生	総合市民図書館長	関 水 秀 樹
学校教育課主幹	吉 田 早 苗	生涯学習課主幹	朝 倉 昭
学校教育課指導主事	上 條 茂	学校教育課指導主事	山 田 千 春
書 記	上 野 進	書 記	秋 山 曜

午後 3 時 00 分 開会

平岡委員長

ただいまから、藤沢市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

それでは、日程に入ります。

本日の会議録に署名する委員は、2 番・鈴木委員、5 番・川島委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、2 番・鈴木委員、5 番・川島委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

続きまして、前回の会議録の確認をお願いいたします。何かありますか。特にありませんので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長

それでは、このとおりの承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

それでは、これより議事に入ります。

議案第 44 号藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について、議案第 45 号藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の全部改正について、議案第 46 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、議案第 47 号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について、の 4 議案を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

古谷教育総務部参事

議案第 44 号から議案第 47 号まで、一括して説明をさせていただきます。議案第 44 号藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正についての提案理由は、新たな組織改正により「こども青少年部」が創設され、青少年育成に関する事務を教育委員会生涯学習部からこども青少年部に移管するとともに、藤沢市学校教育相談センターを新たに教育機関として設置するため、規則の一部改正をする必要によるものでございます。施行期日は、平成 20 年 4 月 1 日でございます。具体的には新旧対照表でご説明させていただきます。(新旧対照表参照)

第 2 条につきまして、条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、この条項の中で「青少年相談センター」を削除するとともに、新たに学校教育相談センターを入れるものでございます。

議案第 45 号藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の全部改正について、この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長委任事務

等について整備する必要によるものです。法第 26 条の規程で、教育長に委任することができない事務が明確化され、その中で教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関する事務が委任できないこととされたものです。本市の現行規則では、管理職以外の人事については教育長に委任することになっておりますため、改正するものです。本来なら一部改正となるものですが、併せまして幾つかの文言整理を実施する必要から、全部改正をするものです。施行期日は、平成 20 年 4 月 1 日です。

委任事項は、第 2 条に「教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」となっております。したがって、ここにある条項については委任ができないということで例示列举してあるものです。1 号は文言整理で、現行では「学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること」となっていたものを、法律の表記に合わせて「教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること」とさせていただきます。併せて文末の句点がついているものと、ついていないものがありまして、条例等では基本的に句点をつけるのが一般的であるということで、すべての文末に句点をつけることにいたしました。

4 号の「県費負担職員の懲戒及び県費負担職員たる校長及び教頭の任免その他進退について内申すること」ということで、県への内申について校長、教頭以外は委任をして、校長、教頭だけが委任できないとなっていたのですが、今回の法律改正ですべての県費負担職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申することが委任できないという形になりました。

6 号については、文言整理ということで「県費負担教職員以外の職員」という条項になっておりましたが、この後、この表記が 2 ヶ所ほど出てくるということで、これを以下「事務局職員等」と言い換えるものです。

7 号については、部長以下教育委員会における名称を冠した長の任命を行うこと。いわゆる管理職ですが、これの任免については委任できないけれども、それ以外は今まで委任しておりましたが、これもすべての事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うことについては、委任ができないとなったものです。

10 号については、規則の制定又は改廃ということで、規則以外については委任をしておりましたが、教育委員会の規則以外にも要綱、規程等の類はすべて委任できないとなったものです。

13 号については、附属機関の委員の委嘱又は任命は、列举してある中から青少年相談センター運営協議会が廃止になりましたので、これを削除するものです。

18号は、法律の改正により教育委員会の新たな業務として「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること」が新たに加わったことから、この条項を加えるものです。

第3条は、教育長の臨時代理ということで、「教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる」という条項ですけれども、今までは第16号及び第17号の2つだけが、第4条で専決するようになっておりましたので、これを除くようになっておりましたけれども、第4条で専決する事項を幾つか増やしまして、次条各号に規程する事項を除くという表現にかえさせていただきました。

次に第4条の専決事項ですが、「教育委員会は、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。」ということで、今までは第2条の16号及び17号だけが専決事項でしたけれども、新たに3つを加えさせていただきます。1つは校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退の内申を行うこと。2つ目に、藤沢市管理職職員等の範囲を定める規則、別表に定める管理職職員等を除く事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。3つ目、教育委員会の規定の制定又は改廃を行うことということで、第2条で委任できないという形になりましたけれども、全員の教職員、事務局職員を含めすべて委任できないという形で付議するということになること、かなり事務的な部分で量的にも多いということで、県教委あるいは県内他市の教育委員会の例にならしまして、管理職以外、校長、教頭あるいは管理職以外の事務局職員については、専決という形の取り扱いをさせていただくものでございます。また、規則以外の規程についても要綱からかなりの量がございまして、規則については今までどおりの委員会に付議しますけれども、要綱等細かな規程については、専決という形にさせていただくものです。

次に、議案第46号藤沢市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、これもこども青少年部の創設及び教育機関としての学校教育相談センターの設置に伴い、委員会の事務局組織及び分掌事務等について整備する必要があるもので、施行期日は平成20年4月1日です。

第3条、組織ですが、市長部局に移管されました「青少年課」を削除するものです。第4条、分掌事務ですが、学務課の中の幼児教育に関することにつきましても、こども青少年部へ移管されることに伴い削除するものです。学校教育課の中で、「(12) 学校教育相談センターに関すること」、「(13) 幼児教育との連携に関すること」、「(14) 学校評価に関すること」の3つが新たに加わるものです。併せまして(8)の相談指導教室については、学校教育相談センターの中の一業務になりますことから、この中に含まれるため

学校教育課から削除するものです。青少年課については、こども青少年部への移管ということで削除するものです。

第5条第2項は、教育文化センターの分掌事務の中に「(5) 教育相談に関する研究、研修及び教職員を対象とした面接相談」がありましたが、これも学校教育相談センターの中に含まれるということで、教育文化センターの所掌事務から削除するものです。

第4項で、藤沢市学校教育相談センター条例第1条の規程に基づき設置された学校教育相談センターの所掌事務は、次のとおりとするということで、学校教育における相談、支援及び教育相談研修等に関すること、相談支援教室に関すること、就学相談に関すること、学校教育相談センターの管理運営に関することを定めたものです。

22 ページの4項は、藤沢市青少年相談センターについては廃止することで削除するものです。

23 ページの固有事務決裁表の中で、これは文言整理ですけれども、今までは「主査上級」と言っていたのを「上級主査」と改められたことにより表記を変えるものです。

27 ページ、「学校教育相談センター」が新たに設置されたことにより、その決裁について表記のとおり加えるものです。したがって、学校教育課の中の「相談指導教室」の決裁については、学校教育相談センターに移管するものです。青少年課については削除するものです。

29 ページ、議案第47号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について、これもこども青少年部の創設と学校教育相談センターの新たな設置のために改正するもので、施行期日は平成20年4月1日です。

34 ページ別表第2、職の部分で、学校教育相談センター長を新たに設置する。そして青少年相談センター長は廃止ということです。以上です。

平岡委員長

事務局の説明が終わりました。議案第44号、第45号、第46号、第47号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

澁谷委員

議案第45号について、地方教育行政法の改正により教育長へ委任する事項が増えたということでの改正ですけれども、専決事項に定められたものに異議はありませんが、改正された法律では教育長への委任の項目をある程度制限しているところにこの専決事項を持ってきて、事実上は今までとほとんど変わっていない形になっているということは、改正された法律との整合性はどうかのでしょうか。事務処理が大変だったり、現実的に無理だったりというところで、この専決事項を設けているということはわかるのですが、改正された法律との整合性はどうか、という点について伺いたいと思います。

古谷教育総務部参事 確かに今回の地方教育行政法の改正の趣旨については、教育委員会の人事すべてについて教育委員会で行うということで、委任をしてはいけないという趣旨です。これについては教育委員会がすべて係わるということはそのとおりでございます。ただ、量的にも期間的にもかなり短い中で実施をしなければいけないという部分がございます。県の意見や、他市の例等を伺った中で、多数がこのような形で実施をしているというようなことから、本市としても専決という形を取らせていただきました。当然、専決になる可能性もあるということであり、任免行為そのものは教育委員会ですので、期間的な部分で、このような形を取らせていただいたということです。

川島委員 1件2,000万円以上の教育財産の取得を申し出ることという件に関しては、論議されないまま昭和31年から2,000万円となっている。当時の2,000万円と今の2,000万円では相当違いがあると思うが、この2,000万円と決めた根拠は何ですか。

古谷教育総務部参事 特に法的な規程でこのような形になっているということではなくて、議会にかける契約の案件等々にあわせて、また、他市等の状況も勘案してこのような形となっているものです。

平岡委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

平岡委員長 それでは、議案第44号藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について、議案第45号藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規定の全部改正について、議案第46号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、議案第47号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岡委員長 続きまして、議案第48号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事 議案第48号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。平成19年6月の学校教育法改正によりまして、「学校評価」が位置づけられました。また、同年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価、学校関係者評価の実施、公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられました。これに伴う文部科学省の通知の中で教育委員会規則を改正し、学校評価に関する規程を置くことが求められており、藤沢市としても学校評価の充実に向けた取り組みを推進するために、藤沢市立学校の管理運営に関する規則を一部改正することと

いたしました。

第9条、学校評価の実施、公表及び報告に関して規程いたしました。現在、学校の裁量が拡大し、学校の自主的な教育活動がさまざま行われる中で、その成果を検証し、必要な手立てや改善を行うことによって教育水準の保障と向上を図り、児童生徒がよりよい教育が受けられるようにしていくことが求められております。また、学校運営に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が説明責任を果たし、学校の状況に関して保護者や地域の方と共通理解を図ることにより、連携・協力が促進されるものと期待されております。こうしたことから、学校は教育活動、その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ること及び評価結果を広く保護者等に公表していくことが求められております。藤沢市におきましても、学校評価を通して各学校が教育活動や学校運営の改善を図るとともに、情報を共有することによって学校・家庭・地域の連携・協力を促進し、教育力が高められるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、今回の藤沢市立学校の管理運営に関する規則と学校教育法及び同法の施行規則の改正に伴いまして、条文番号の変更がありましたので、併せて条文番号の整理を行いました。議案書42ページに、ただいまご説明申上げました学校評価について、第9条として新たに設けたものでございます。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第48号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 平成19年度の学校評価はどのような形で行われ、公表されたのか教えていただきたいと思っております。

上條学校教育課指導主事 19年度については、小中学校全校で自己評価を実施しております。また、保護者、地域の方、児童生徒に対してアンケートを実施し、公表しており、その結果については学校評議員にもご説明しております。

澁谷委員 教育委員会への報告は、されているのでしょうか。

上條学校教育課指導主事 教育委員会への報告については、各学校で行った評価表あるいは評価結果、学校だより等で保護者にお知らせした内容について、送付をお願いしております。

桑山教育総務部参事 藤沢市においては、学校評価について先進的な取り組みを進めておりました関係で、ほとんどの学校で実施され、さまざまな形で報告がされております。法律上はこれまでは努力義務でしたが、今回、義務づけられたということですので。

澁谷委員 今後、改正案に基づいて報告されてきたものについて、教育委員会として何かの資料として役に立てるといようなことを考えているのでしょうか。

上條学校教育課指導主事 来年度から義務化がされましたので、教育委員会への報告また、教育委員会でもその内容を見て、各学校への支援等をしてまいりたいと考えております。

川島委員 学校評価のねらいは、学校の管理運営を司ってよりよい教育の発展に寄与するということでしょうが、藤沢市の 55 校に評議員会があるわけですが、小中学校ではどんな評価がされているかといった集計をされているのでしょうか。

桑山教育総務部参事 もともと学校評価というものは特色ある学校づくりということで、学校独自で定めた教育目標等を反映する中で行っているわけです。例えば、項目 1 つ取っても学校ごとに異なりますので、一律にという見方はできませんが、それぞれの学校で課題となっているものについて 1 年間の教育活動の中でどのような成果があったか、課題が浮き彫りにされたかということをもとめていくということです。何校かをまとめてということは行っておりませんが、今後は報告書も形式を統一した形に近づけていきたいと考えておりますので、そうした中で見えてくるものもあるかもしれません。

川島委員 学校が場当たりのにつくるということではないと思うのです。ハード面、ソフト面の関係、先生、子どもの面と評価点があるのではないかと。市は公立ですから、ハード面ではほとんど同じですので、個性のある学校教育はいいけれども、もう少しカテゴリーに分けることによって、良いアイデアの評価が出てくるのではないかと。今後、評価から見た補強も必要ではないかと。評議員という制度をつくっているのです、利用した方がいいと思います。

桑山教育総務部参事 基本的に学校評価自体が評価結果に基づいて、全部の教育活動に生かしていくのか、あるいは教育環境の整備に力を入れるとか、市の施策の参考にしていくということはもちろんですけれども、国が提唱している学校評価は、全体を網羅するような形での評価ではなくて、各学校の教育スタイルに重点化して、それについてどれだけの取り組みができたか、また、支援が受けられるかというような方向になりつつあるという現状があります。平成 20 年度から始める新しい学校評価については、全体を網羅して評価していくということではなくて、むしろこの学校の今の教育課題はこういうところにあるというあたりを何点かに評点して、努力していくという方向に動いておるようです。

川島委員 評議員を評価する組織はないのですか。

桑山教育総務部参事 学校評議員制度と学校評価とは分けてお考えいただいて、兼ねている評議員もいますが、学校評価自体は教職員が中心になって行います。学校関係者評価は保護者の代表や学校評議員、地域の方、学識経験者によって学校の教育活動を評価していただくわけですが、自己評価という教職員の

学校評価の結果を受けて学校関係者評価の方は、その資料を参考にしながら評価をしていく。また、学校関係者評価で評価されたものについては、学校はそれを受けて今後の方策を踏まえて次年度に生かすというような流れになっております。

川島委員 20年度に向かってあらゆる角度から評価していただいて、より一層建設的な評価をお願いしたいと思います。

鈴木委員 学校評価というよりも、教育評価という意味でいいということですか。例えば病院の機能評価というと、ハード面等々全部入るけれども、教育内容の自己評価なり関係者評価であって、学校評価というから分かりにくいという考え方でよろしいのですか。

桑山教育総務部参事 学校教育評価という言い方はしていませんけれども、内容的にはおっしゃるとおりの評価でありまして、もちろんハード面なども評価対象に入れてもかまわないけれども、主だったものとしては教育活動になっていくと思います。

鈴木委員 自己評価を加えることによって、教職員の負担が増えてくるという危惧はないのか。それでなくても忙しいところに持ってきて、ますます精神的負担が大きくなっていくということはありませんか。

桑山教育総務部参事 学校評価というものが平成14年に設置基準の中で、最初は努力義務としてうたわれたわけですがけれども、学校現場で学校評価に努めなければならぬといったときにはその辺も危惧されました。ただ、過去においても学校では1年間の反省はもとより、体育祭や修学旅行等の大きな行事については、その都度、反省や評価を行っておりましたし、それがきちんと体系づけられ、また制度として次第に入っていくというのが設置基準に示された時期だったと思います。教職員の自分たちの反省・評価自体は、さほど大きな負担ではないと考えますが、保護者や児童生徒にアンケートを取るとなると、これが集計だけでも大変な事務作業になってくる。そのあたりがネックとしてありましたが、コンピュータ処理なども導入されておりますので、当時に比べると、現在はスムーズに作業も行われるようになってきている状況であります。

落合教育総務部長 学校評議員が評価するというものではありません。学校評価の趣旨は、今まで行われていた学校の教育活動に関する内部の評価、または自分たちの自己評価というものを外に開示して、地域の方々、教育の専門家、保護者がどう評価するか、そういうものを改めて問い質す、そこでいただく評価を基にして次年度の計画やその学校の教育活動が、いかに期待にこたえるものにするかという活動の取り組みであります。その際、建物のこととかはある意味、教育委員会の責任でありまして、そののところまで課題に挙げている

というのは少ないと思います。そうしますと毎年、多方面にわたることになりますので、学校ではその年の重点とするような目標を中心に評価をお願いし、また、その他の意見として出てきたものを参考にして、次年度の計画を見直していく。いわゆるPDCAサイクルの中で取り組んでいくということの一環でございます。ただ、これらについては始まったばかりですので、校長会等を中心に研究をしております。また、全国的な中でもどういう形がよろしいか、外部の関係者の評価はどなたがいいかということについても論議がされているようですので、そうしたものを踏まえて、より充実した地域の核となる学校としてまいりたいと思っております。

小野委員

基本的に学校は、年度初めに学校教育目標をつくっています。今年度は、こういうことを重点にしていこうということを保護者に公表するわけです。それについて、1年間取り組んだ結果はどうだったかということをご自己評価する。それと同時に、外部評価をいただくのが基本的な形だと思います。それぞれの教育課程の中身については、学習指導要領をクリアーすることはもちろんですけれども、地域に根ざした学校づくりの中で、挨拶に重点を置こうということであれば、それを1年間続けてみて家庭ではどうだった、学校の中ではどうだった、子どもたちにとって挨拶ができるようになったか、というような形で1年間続けた評価を行うというところが、分かりやすく言えば学校の評価です。それだけではなくて、当初の目標に対してどうだった、例えば教えやすい、子どもにとって分かりやすい授業ができたとか、元気に活動できたとか、いろいろな項目をつくりながら示した目標について1年間行ってみて、クリアーできたかどうかという評価をするのが学校評価であります。これに対して、自己評価だけではなくて、子どもたちの評価はどうなのか、保護者の評価はどうなのか、外部の学校評議員が係わるとすれば学校評議員の目から見てどうなのかと、それぞれ評価を出してもらい。それも次年度の教育課程に生かしていく、学校経営に生かしていくということが、基本的な学校評価の目的だと考えます。

川島委員

そうすると、学校評価というのは評議員が各学校5人ですが、その方も今の学校教育ビジョンに対して評価する。それから父母も評価して総合的に評価されると考えていいのですか。評議員は全く別で、学校教育ビジョンに対しては後ろにいて、父母の方が評価したものをみてするのか、それとも一体になってやるのか。

落合教育総務部長

学校評議員という制度は、地域の意向などを聞くために校長が設置する機関であり、学校評価に係るということは義務ではありませんので、その方がやるかどうかは校長が判断することです。学校評価を行うための外部評価として、どなたがするかということについては、一般的に言われて

いるのは、地域の保護者の代表、地域住民、学校評議員、自治会長、PTAの方々、教育の専門家になるだろうと言われております。実際には、学校教育法第42条で、「小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い」という内容で、この目的については、第43条で「当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、教育活動、その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。」つまり情報をもらっていなければ評価できないわけですから、当然、地域内の方々に多くの場合はなると思います。その中に評議員が入るかもしれませんし、PTAの方が入るかもしれません。もしかすると評議員はある意味、学校側に寄添っているということで外されるかもしれません。そこはまだ、研究の余地があるところです。ともかく、第43条にあるような情報を得ない人に「皆さんどうですか」という評価はすぐにはできませんので、まず学校がそれに努め、そのことについてよく知っている地域、保護者の方々からの評価をいただく。それを基に来年度について規則第67条にあるように、結果を踏まえた評価を行い、その結果を教育委員会に報告し、また公表するように努めるとなっております。簡単に言えば、学校がどう思ったかを出し、地域の皆さん、どうですかと評価をいただく。学校側でそれを見て、来年度はこうしようと、そのことをまとめたものを教育委員会に報告するという仕組みでございます。

川島委員 最後は、教育委員会で公表されるということですか。

落合教育総務部長 そういうご理解で結構ですが、それがそれぞれの学校の目標に即しております。一覧的に比較してテストの点が何点とかということではございません。その表記の方法、まとめの方法等も今研究しているところでございますが、来年度は一定の形でそれぞれ行うということで進めております。

川島委員 おはようボランティア、あるいはあいさつをしようとか、学校によってスローガンが違っていると、それは藤沢市の学校のビジョンの中でそれが流れて、各学校の先生方のトップグループの人たちがビジョンをつくって、教育委員会に提案して、それからでき上がってくるものですか。

小野委員 藤沢市の学校教育は、「学校教育ふじさわビジョン」が大元になっております。それを基にして、各学校が学校教育目標をつくっています。その学校教育目標も幅が広いものですから、今年度は自分の学校の子どもたちを考えると、こういう点を目標にしたいと具体的な目標が幾つか出るわけです。それを今年はこの努力目標でいこうと、子どもにとってわかる目標をつくるわけです。その目標で1年間行うということですから、藤沢の教育の大元は学校教育ふじさわビジョンになります。そのようなことで、それぞれの学校が具体的な目標について具体的に評価をしていくということです。

川島委員 そうすると、チェックはどこがするのですか。市の基本的なスローガンと小中学校がリンクした教育目標の中でやっているのか。幾つかのスローガンを教えていただきたい。

落合教育総務部長 学校評価に関しての目標というのは、その年度に取り組む重点目標ということで、それは学校によって違います。ただ、おはようあいさつ運動をしようということが目標としてふさわしいかどうかということですが、基本的には例示ということでありまして、公教育の中で言いますと、学習指導要領が基本になっていますから、その中の目標のどういうところに重点を置いて行くか、それは地域の子どもたちや今まで積み重ねられてきた活動の中で、特に重点に取り扱うということがございます。具体的に申し上げますと、学校の目標として例えば「明るく自主自立の子どもをつくろう」というようなことがありますけれども、それでは目標としては抽象的でありまして、その中でどういう活動を通して自主性を育み、自立性を育むかということが次の重点目標になると思います。その活動が重点として幾つか出てきて、結果として保護者の皆さんにはそういう素質が育っているかということを判断していただくことになります。その目標につきましては、年度の目標、学校の目標は学校それぞれでございます。大枠で言えば、学校教育ふじさわビジョン、学習指導要領に沿った体系的な枠の中で表現や言葉は違ってまいります。よく言われる「強く明るく伸び伸びと」ですとか「進んで学ぶ子ども、進んで遊ぶ子どもをつくろう」とか、そういう目標の中の具体的なもので、それぞれの重点目標を作成することになります。その目標につきましては、市内全部一緒ということではありませんで、それぞれ開校当時の保護者の願いを綴った言葉とか、また数年経って現在にふさわしい言葉をそれぞれつくっております。そういう内容でございますので、当然、抽象的でありませけれども、目指すところは一緒でございます。

川島委員 藤沢ビジョンには大きな核があって、その周りに小中学校があるけれども、目的に地域性があるのか、一体的な言葉にした方がいいのか、それはいつごろからなったのか、教えていただきたい。

落合教育総務部長 藤沢市民憲章というのは市民全体の目標ですけれども、それは校内に同じように掲げております。また、藤沢市の教育目標も掲げておりますけれども、具体的にどうするかというときには、それぞれの地域で取り組みやすい、しかも地域の方の願いや開校当時の願いを込めたものを目標にしておりまして、それは一律ではございません。しかし、公教育ですので、指導要領に沿った学習活動や教育活動が展開されておりますので、その到達するところは同じです。具体的な学校の目標ということで、何か1つにするということの強制はしておりませんので、各地域の学校に即した形で取り組んで

いただいております。学校の毎年の重点目標は、教育委員会の重点目標とはまた別でありまして、それぞれ重点目標を設けておるところです。そこは違っていても、よろしいと判断しております。

川島委員

藤沢市の学校は藤沢市のビジョンでやっているけれども、その手となり足となるものが違いすぎると、核がボケてしまう感じがしないでもない。子どもたちは、学校の先生から自主独立と言われても、スローガンというものを1つ決められて教育していた方が楽に感じる。地域云々といってもそんなに地域差はないように思うけれども、そういう中で評価はうまくいっているという答えはあるのでしょうか。

落合教育総務部長

そうなりますと、全国の公立校は一緒でということになると思うので、そういう目標が公立、市立を問わず同じ目標を掲げているわけではございません。そうした意味ではそれぞれの学校で、それぞれの校風にふさわしい目標を選んでいっていると思っておりますので、そのことによって学校の教育活動がぶれるとか、ぼやけるということはないと思っています。かえって、それを重点にそれぞれの学校で努力していただけるものだと、どこを見ても市内統一とか全国統一と、公立学校は同じ目標ということはないと思います。基本は何かという教育基本法であり、憲法であり、そして学習指導要領という中で目標はしっかり明示されていると思っておりますので、そのことの具現化をどう図るかという中で、子どもたちを導くにふさわしいスローガンとか、地域で支持される、また期待されるスローガンを各学校で挙げていると理解しております。

川島委員

私は、全国統一をするなんて一言も言っておりません。藤沢市の中のことを言っているだけであって、評価がわからないからそれがどうなのかということ論じているのであって、全国統一したスローガンをなんて言うことは言っておりませんので、その辺は撤回してください。

落合教育総務部長

そのことについては撤回いたします。スローガンということでは、市内ではそれぞれ申し上げたような形で活動しておりますので、ある市で全部1つの目標ということは余りないと思います。そういうことでは、評価の観点があるものについてだけ、また教育活動ということでこちらの学校では行っていないので、比較はできないのではないかとか、もう少しスタンダードを決めた方がいいのではないかとかというご意見は、私どもも考えざるを得ないと思っております。しかし、このことについてはまだ始まったばかりですけれども、そうしたことを含めながら基本的なスタンスとは一体どういうことなのか、ということも学校評価のあり方の論議の1つとして検討されており、それは今後の課題と思っております。

川島委員

スローガンというのは大事なキーワードだと思うのです。学校、学校に

よって決定するのは、それはよろしいのではないかと思います。ただ、地域性も少しずつなくなってきたり、教育の形も似ているし、湘南ビジョンということで教育するという形になり、この間、卒業式に出ましたら、子どもたちは八ヶ岳野外体験教室が非常に面白かったと言っていた。藤沢市のお子さんは、八ヶ岳へ行って体験教室で真っ暗闇の中で云々というのが多かったから、同じ形の教育をされているのだと。それがいいのだと思っていて、余りにも学校間のスローガンが違いすぎると、八ヶ岳ではなくどこかへ行こうとか、ハードなどは同じものですから、そんなに変わらないのではないかとこの気持ちがあったので、お話したわけです。

小野委員

教育委員会では、毎年、学校に研究推進校というのをお願いします。その目標を見ますと、学校によってその研究の目標が違うわけです。それと同じように、各学校ともその年度の校内研究を中心とした学校の目標があるわけです。その目標に従うために、いろいろな活動をして子どもたちにも体験させるのです。そのように、お互いに教育の水準を上げるために、各学校が切磋琢磨していくという形が望ましいと思うのです。ただ、藤沢の学校は、「学校教育ふじさわビジョン」の目指すところで、その目指し方によっていろいろな側面があるわけです。それぞれが学校ごとにその目標のビジョンに迫るために、うちではこういう目標でいこうと、こういう迫り方をしようというのが、その学校の先生方の研究になるのです。そういう形で1年間続けてみて、それでどうだったかという評価が研究発表であったり、あるいは学校評価であったりということなのです。こういう点が足りなかったから、次年度はこういう方向に力を入れようというための評価です。同じような目標にしている学校もあるでしょうし、中身は同じでも表現が違う学校もあるでしょう。そういう形で、各学校がそれぞれ年度初めに目標を決めて、それについてどうだったかという評価が学校評価だと考えております。

川島委員

先人がつくった伝統等を大事にしながら、現在、教育改革が叫ばれていますので、できることから論議していただきたいと思います。

平岡委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長

それでは、議案第 48 号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

続きまして、議案第 49 号藤沢市学校教育相談センター条例の施行期日を定める規則の制定について、議案第 50 号藤沢市学校教育相談センター規則の制定について、の2議案を一括して上程いたします。事務局の説明を求め

ます。

桑山教育総務部参事 議案第 49 号藤沢市学校教育相談センター条例の施行期日を定める規則の制定について、この規則を提出いたしましたのは、学校教育相談センターを新たに教育機関として設置するため、学校教育相談センター条例規則に定める施行期日を平成 20 年 4 月 1 日とするものです。

続きまして、議案第 50 号藤沢市学校教育相談センター規則の制定について、この規則を提出いたしましたのは、学校教育相談センターが 2008 年 4 月 1 日に開設することに伴い、学校教育相談センター条例第 4 条の規定に基づき新しく学校教育相談センター規則を制定する必要によるものです。この規則は 3 条から成っており、規則の趣旨、事務分掌、業務時間及び休業日を制定しております。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 49 号、第 50 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 業務時間が午前 8 時 30 分から午後 5 時までですけれども、何か規定があるのですか。教育相談は、夜間あるいは放課後というのが多いのではないかと思います。いかがでしょうか。

吉田学校教育課主幹 業務時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時までと規定しておりますのは、ほかのところの業務を調べまして、相談を 5 時で切るということではなくて、継続はするけれども、受付業務としての時間を 5 時にしたいと思って設置いたしました。

澁谷委員 藤沢市の休日を定める条例ということは、土曜日、日曜日と両日入るのですか。土曜日、日曜日の両方とも休業日というのは、相談する側にとっては不便ではないでしょうか。月の中で、どこかの土曜日を開所するというようなお考えは、あるのでしょうか。

吉田学校教育課主幹 休業日は市で決められております、土曜日、日曜日、祝日等を含むものです。対応は、今のところ非常勤の方々が対応しております関係上、土・日はまだ無理かと判断しての結果でございます。

澁谷委員 4 月 1 日からスタートということなので、今後そのような要望があれば検討していただけたらと考えてよろしいのでしょうか。相談する方が土曜日、日曜日を希望される方が多いということが生じるのではないかと思います。

吉田学校教育課主幹 今後は、土曜日等も考えてまいりたいと思います。

平岡委員長 今まで教育文化センターで行っていたところでは、こういった休業日だったのでしょうか。

吉田学校教育課主幹 同じでございます。

鈴木委員 相談には、電話の場合や直接来られる場合を当然想定されていると思う

けれども、電話は昼間、昼食を取っている間はつながらないとか、前の時は何時から何時までとあったと思うけれども、同じような感じですか。

吉田学校教育課主幹 電話等の相談ですが、月曜日から金曜日の開所時間内は電話で受け付けるような形を取っていきたいと思っております。ただし、回線数、相談員に限りがございますので、すべてスムーズにというわけにはいかないかもしれませんけれども、できるだけ対応してまいりたいと考えております。

鈴木委員 電話と面談と割合は、どのくらいを想定されているのでしょうか。

吉田学校教育課主幹 現在、学校に学校教育支援相談員が、小学校 12 名、中学校 6 名の計 18 名が週に 1 日対応しております。学校教育支援相談員と学校の先生方、保護者の方がつながっていかれるのではないかと判断しております。したがって、センターに来られる方々は、学校を通さなかった状況が生じたり、不登校等悩みを抱えているけれども、なかなか学校とつながらなかつたりといったような方々ではないかと想定しておりますので、数的には学校に直接相談する数よりは、少ないのではないかと判断しております。

平岡委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長 それでは、議案第 49 号藤沢市学校教育相談センター条例の施行期日を決める規則の制定について、議案第 50 号藤沢市学校教育相談センター規則の制定については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 続きまして、議案第 51 号藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部改正について、議案第 52 号藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について、議案第 53 号藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部改正についての 3 議案を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

熊谷生涯学習部参事 議案第 51 号藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部改正について、本件につきましては平成 19 年度公共料金見直しを行った中で、新年度より駐車場の有料化を施行するに伴い、現在有料としております公園施設の規則に併せ必要な文言の整理、加除を行うとともに、従来、減額の規程を適用していた使用料の免除について明確に免除規定を設けたものです。

新旧対照表により改正点をご説明させていただきます。改正点の 1 点目は、(休館日及び供用時間) 第 2 条第 1 項中で、(以下「施設」という。) について、駐車場は留め置きが可能であり、プールと異なることから条例第 3 条第 4 項に「規定する自動車駐車場を除く」の文言を加え、同条第 2 項中に

施設を石名坂温水プール（以下「施設」という。）に改め、同項に（6）として自動車駐車を午前0時から午後12時までを加えたものです。

2点目は、利用料金の納付方法において、駐車場は室内に設けた清算機で行い、券売機でのプールと異なることから、プールの納付方法についての規程を第1項とし、第3条中条例第5条に第1項の文言を加えまして、条例第5条第1項に改めたものです。

3点目は、利用料金の減免手続等、第4条第2項利用料金を免除する場合の規程に（4）として、前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合（指定管理者にあっては、教育委員会の承認を必要とする。）を加え、明確にしたものです。

4点目は、駐車場の使用の方法を第8条として設け、駐車場の入場、退場時間の規定や利用方法等の細部について、教育委員会が別に定めることを規程したもので、旧規則の第8条以下をそれぞれ第9条以下にずらすものです。なお、本規則の施行期日につきましては、明確化を図った利用料金の減免手続等を規程した第4条第2項に（4）の1号を加える改正規則の施行日を平成20年4月1日、ほかの規則につきましては、駐車場有料化に伴います機器等の設備が整う、平成20年7月1日とするものです。

続きまして、議案第52号藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。本件につきましては、石名坂温水プール条例施行規則の改正と同様に、使用料の減免手続等における免除規定の明確化を図ると、既納の利用料金の還付手続等において届出をした日から利用の日まで相当の期間が空いている場合は、全額還付できるように改正するものです。

改正点の1点目は、利用料金の減免手続等を規定した第18条第2項に（5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会または指定管理者が特別な理由があると認めた場合（指定管理者にあっては、教育委員会の承認を必要とする。）を加え、明確化を図ったものです。

改正点の2点目は、既納の利用料金の還付手続等において、旧規則では第19条第1項第3号で使用する日の前日までの届出に対して7割を規定しておりまして、2週間前の取消届出あるいは前日の届出でも同様の7割しか還付しないという取り扱いになっておりました。期間による全額還付の規程はございませんでした。民間では予約申込等の取消に際し、申出の期間により返金額が異なる制度を設けているものが多く、近隣の自治体でも川崎市、横浜市、相模原市、平塚市等でも類似した取り扱いをしている状況がございます。こういったものを参考にして、本市においてもこれらの自治体と同様に期間により全額還付できるように改正するもので、第19条第1項

す。事務局の説明を求めます。

浅川生涯学習部参事 議案第 54 号教育財産の用途廃止についてご説明いたします。1の用途廃止の教育財産につきましては、辻堂青少年会館、少年の森及び湘南台子供の家をはじめ 17 ヶ所の地域子供の家でございます。

2の用途廃止する理由は、管理いたします青少年課が市長部局に移管するためでございます。

3の用途廃止する期日は、教育長の定める日で3月31日となります。

提案理由は、地方自治法に基づき行政財産の用途を廃止し、市長に引き継ぎをする必要によるものでございます。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 54 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 青少年課に係わるということで、放課後児童クラブ、児童館が入っていないのはどうしてでしょうか。

浅川生涯学習部参事 児童クラブにつきましては、市の管財課の借地で、財産的には建物を借りていたり、青少年協会独自が所有したりということで、教育財産の中には入っておりません。児童館につきましては、児童福祉施設ということで、現在の児童福祉課が所有しております。それを私どもが管理をしているということで、市の財産となっております。それから、藤沢市青少年会館も入っておりませんが、藤沢市青少年会館につきましては、土地が市の分庁舎という扱いで市の管財課が持っており、建物は開発経営公社の建物を市が借りているという形で、教育財産となっていないために今回の書類には出てこないということでございます。

平岡委員長 ほかにありませんか。

特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長 それでは、議案第 54 号教育財産の用途廃止については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 次に、その他に入ります。

(1) 平成 20 年度藤沢市奨学生選考委員会結果について、事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事 平成 20 年度採用藤沢市奨学生選考委員会結果について、ご報告申し上げます。平成 20 年度藤沢市奨学生採用人数は、平成 16 年度から引き続き 100 人でございます。給付される奨学金の金額につきましても同様に 9,500 円となっております。平成 20 年度採用の藤沢市奨学金の申請状況は、新1年生の申請者は 191 名で、採用率は 52.3%でございます。なお、経年で

は1年ごとに50%を境に上下している状況になっております。選考は市民委員2名に、中学校校長委員19名、小学校代表校長委員1名を加え、22名の選考委員により選考基準に基づき厳正かつ公平なる審議が行われました。今年度は、初めに申請の目安として募集時に示した所得要件と成績要件を満たしている者130名を選考対象者とし、その中で選考を行いました。その結果、191名の申請者に対して100名の採用者と10名の補欠採用者を選考いたしました。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 選考基準として所得と成績とありますが、成績というのはどういうことですか。

山田学校教育課指導主事 成績については、2年生及び3年生の成績9教科5段階で平均が2.5以上となるもので、保護者あてにも周知しております。

鈴木委員 補欠者10名に関して、いろいろな条件で奨学金が要らなくなったら、その月から補欠者に行くのですか。それとも、最初の時点で100名採用し、辞退したときに補欠者に行くのですか。

山田学校教育課指導主事 申請者が資格を失った時点で教育委員会に報告することになっております。ただし、支払いにつきましては年4回になっておりますので、把握した時点で次の繰り上げ者に給付いたします。

鈴木委員 途中から補欠者に給付があるということですね。

澁谷委員 今回、給付を受けられなかった人について、藤沢市として他に補助金等の制度はあるのでしょうか。

山田学校教育課指導主事 選に漏れてしまった場合、藤沢市としての制度はありませんが、神奈川県としての制度として幾つかありますので、保護者には学校を通して通知しております。

川島委員 奨学金制度は何年ぐらいからできたのか、給付月額9,500円はどうか。191名の申し込みに対して採用は2分の1ですけれども、この辺はそろそろ見直しもあるのではないかと思うので、経時的なことがわかれば教えていただきたい。

桑山教育総務部参事 奨学金制度は昭和36年からございまして、金額につきましては基本的に公立学校の授業料を目安にしております。現在は9,600円ですが、藤沢市は9,500円になっております。採用者については応募状況と金額については授業料を勘案した中でこれまでも決定しておりまして、平成16年度以前は85名の採用者となっております。金額も授業料が9,600円に上ったのと併せて9,500円になっております。今後についても、授業料と応募状況を見ながら考えてまいりたいと思います。

川島委員 現在社会は二極化になって、困窮している家庭は大変な状況だと思うけれども、奨学金制度が充実してきて、約200人と多くの申請者があるけれども、藤沢市としては、次年度に向かって何か手厚い対策をするお考えはあるのでしょうか。

桑山教育総務部参事 このところ、申請者も200名前後という状況が続いておりまして、このあたりはもう少し様子を見て考えていきたいと思っております。奨学金という制度の性質もありますので、一定の優秀な成績、しっかりした生活態度というものも要求していきたいと考えております。

平岡委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、了承することといたします。
×××

平岡委員長 次に、(2)藤沢市指定文化財(無形民俗文化財)の指定解除について、事務局の説明を求めます。

渡邊生涯学習部参事 藤沢市指定文化財(無形民俗文化財)の解除について、ご説明申し上げます。藤沢市指定文化財につきましては、これまで市内で8件の指定がございましたが、このうち今回、葛原盆踊りと遠藤盆踊りが2008年(平成20年)2月5日付で県の無形文化財となりましたので、市指定文化財の指定を解除するものです。この無形民俗文化財は、ささらを使って踊ることから「ささら踊り」と言われております。ささら踊りの関係につきましては、県内には本市のこの2団体のほかに、秦野市、海老名市、綾瀬市に各1団体、厚木市に2団体が藤沢市と同時期に県の指定を受けているものです。今回、県の指定によりまして、上位の機関に指定を受けたわけですので市の指定につきましては、必然的に市指定文化財は解除となります。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
特にありませんので、了承することといたします。
÷÷

平岡委員長 以上で、本日本日予定いたしました案件はすべて終了いたしました。
次回の定例会の期日を決めたいと思いますが、4月11日(金)午後3時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長 それでは、次回の定例会は4月11日(金)午後3時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催いたします。
以上で、本日の審議日程はすべて終了いたしました。

午後4時44分 閉会

この会議の経過を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員